

# 笠岡市立神島外中学校 いじめ問題対策基本方針

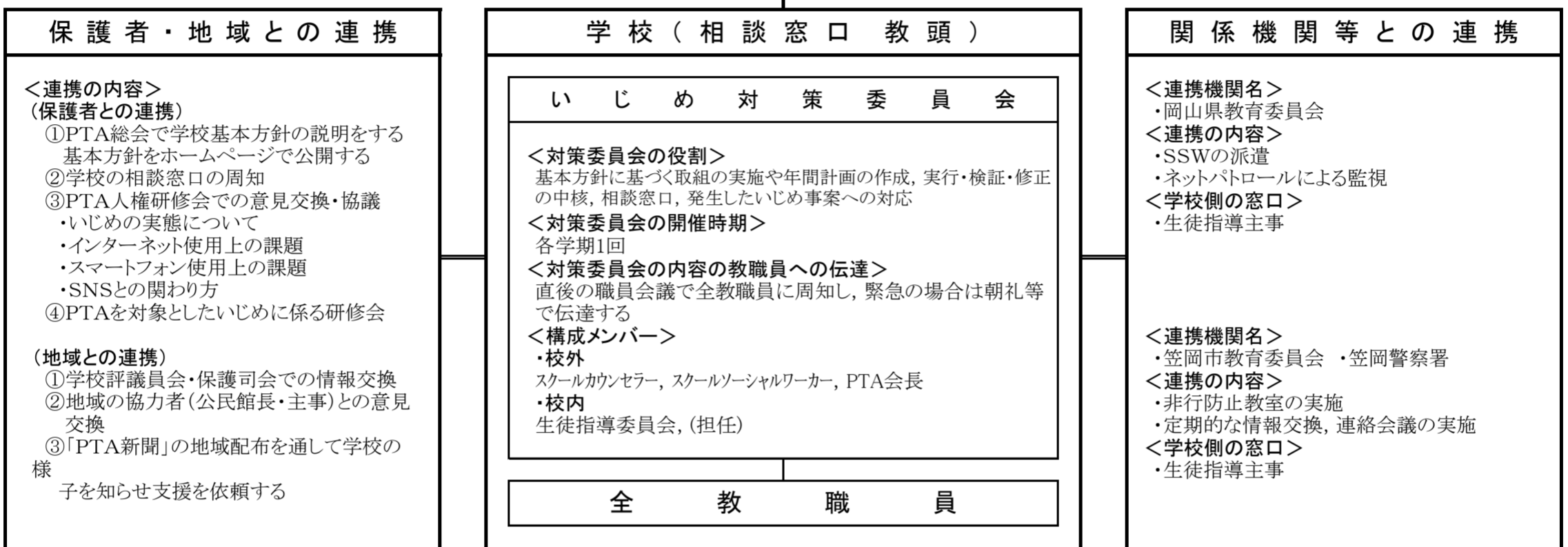
平成31年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校は、全校生徒15名の極小規模校であり、表面化している生徒間のトラブルは少ない。現時点では、本校で深刻ないじめにあっていない生徒はいないと思われる。しかし、今後、固定化された人間関係の中で、「いじめ行為」・「いじめにつながる行為」が発生する可能性は否定できない。昨年度、からかいやふざけ合いから嫌な思いをしたという生徒もいた。  
 ・急速なインターネット・スマートフォン等の普及により、生徒が意図的か、そうでないかわからず、ネットを介したいじめの被害者や加害者になるリスクが高まっている。  
 ・生徒たちがインターネット等から得る情報は、保護者・教職員の予想を超えるものであり、指導・対応にはかなりの専門的な知識や技術が必要になっている。大人の指導の他に、生徒の自律した活動が急務である。  
 ・いじめを発生させないためには、学校での道徳教育と家庭教育の連携および地域社会の教育力の相乗効果での対応が必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導委員会、スクールカウンセラー、および、必要に応じて担任やスクールソーシャルワーカー、PTA会長が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。  
 ・学級活動、道徳の時間、生徒会活動を通して、いじめを生まない学級・学校づくりに努める。  
 ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や集会などを実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。  
 ・人権学習を全学年それぞれのテーマで行い、いじめ防止や人権意識の向上に努める。  
 ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携を取り、得られた情報を教職員間で共有を図る。  
**<重点となる取組>**  
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。  
 ・「人権週間」において、各学年に応じたテーマの学習を5時間行い、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。  
 ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。  
 ・未然防止の取組としてスクールカウンセラーによるSST(ソーシャルスキルトレーニング)を実施し、良好なコミュニケーションスキルをトレーニングする時間を計画的に実施する。



## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<b>(教員研修)</b> ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、生徒の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 <b>(生徒会活動)</b> ・いじめについて考える週間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <b>(居場所づくり)</b> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <b>(情報モラル教育)</b> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、教科および人権週間などの機会に行う。 <b>(人権教育)</b> ・学級活動や道徳教育を通して、いじめを許さない雰囲気づくりを行う。
② 早期発見	<b>(実態把握)</b> ・生徒の実態把握のために、日々の観察とともに、アンケートを各学期1回以上実施し、教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・QU調査及びスクールカウンセラー・養護助教諭による個人面談の実施により生徒の実態把握に努める。 <b>(相談体制の確立)</b> ・相談担当の教職員(生徒指導主事・非常勤支援員・養護助教諭)を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <b>(情報共有)</b> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、毎日の朝礼で報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <b>(家庭への啓発)</b> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<b>(いじめの有無の確認)</b> ・生徒が「いじめを受けている」「いじめを受けていると疑われる」事案が発生した場合は、速やかに管理職に報告し、管理職の指示のもと、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。 <b>(いじめへの組織的対応の検討)</b> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。100%の解消を目指し、組織的に徹底して取り組む。 <b>(いじめられた生徒への支援)</b> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <b>(いじめた生徒への指導)</b> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <b>(他の生徒への働きかけ)</b> ・いじめを当事者だけの問題ではなく全体の問題として考えられるよう、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを努める。 <b>(再発防止の取組)</b> ・いじめの要因を検討して、保護者・専門機関の協力を得て再発防止のための検証を行い、速やかに必要な対策を実施する。いじめに係る行為が止んでも、少なくとも3か月は再発しないか見守り、本人・保護者が心身の苦痛を感じていないことを確認するまで対応を継続する。